



平成 28 年 5 月 24 日

各 位

会社名 新光電気工業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 清水 満晴
 コード番号 6967 東証第 1 部
 問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長
 清野 貴博
 Tel (026) 283-1000 (代)

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催された取締役会において、来る6月28日開催予定の第81回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実をはかるべく、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」へ移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
 また、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行にあたり、取締役会の構成および運営方法の見直しをはかり、以下の変更を行うものであります。

- ① 定款第 24 条 (代表取締役および役付取締役)
 会長および社長以外の役付取締役の選定についての規定を削除
- ② 定款第 25 条 (取締役会の招集)
 取締役会の招集権者については取締役会規則にて定めることに変更すべく、定款における当該規定を削除

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 4 条 (機 関)</p> <p>当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 4 条 (機 関)</p> <p>当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条 (員 数)</p> <p>当社の取締役は 8 名以内とする。</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条 (員 数)</p> <p>当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は 8 名以内とし、<u>監査等委員である取締役 (以下監査等委員という)</u> は 3 名とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（選 任）</p> <p>取締役は株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>第21条（選 任）</p> <p>取締役は<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>
<p>第22条（任 期）</p> <p>取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第22条（任 期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く</u>）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>監査等委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第23条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第23条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬等は株主総会の決議によって、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>第24条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定し、代表取締役のうちより社長1名を選定する。</p> <p>取締役会の決議によって会長1名、<u>副会長、副社長、専務取締役および常務取締役若干名</u>を選定することができる。</p>	<p>第24条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定し、代表取締役のうちより社長1名を選定する。</p> <p>取締役会の決議によって会長1名を選定することができる。</p>
<p>第25条（取締役会の招集）</p> <p><u>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除いて社長がこれを招集する。</u></p> <p><u>取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第25条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第29条（員 数）</p> <p><u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>（削 除）</p>
<p>第30条（選 任）</p> <p><u>監査役は株主総会において選任する。</u></p> <p><u>監査役の選任決議にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第31条 (任期)</u> <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第32条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第33条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第34条 (監査役会の招集)</u> <u>監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>第29条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p><u>第35条 (監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p><u>第30条 (監査等委員会規則)</u> <u>監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p><u>第36条 (監査役の責任免除)</u> <u>当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)
<p>第6章 計 算 <u>第37条～第40条 (略)</u></p>	<p>第6章 計 算 <u>第31条～第34条 (現行どおり)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第81回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>第81回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む) の行為に関する会社法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 28 日 (火曜日)
平成 28 年 6 月 28 日 (火曜日)

以 上